

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり事業情報を提供します。

対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

事業所の名称	株式会社ハヤシ海運 下津事務所
事業所の所在地	〒640-0101 和歌山県海南市下津町下津3062

①派遣労働者の数	11名
②労働者派遣に役務の提供を受けた者(派遣先)の数	1社
③労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	37,289円
④派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	22,869円
⑤マージン率 (派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合)	38.7%
⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
・キャリアコンサルティング	事務所内に相談窓口設置
・教育訓練内容 (賃金支給あり、派遣労働者の負担なし)	新規採用者訓練 OA機器操作訓練
⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	正社員・60歳以上契約社員 福利厚生:定期健康診断、慶弔 休暇制度あり

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を終結しているか否か	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を終結するすべての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	令和9年3月31日